



上下水道あり

2019 秋号

令和元年11月発行

佐賀市上下水道局

佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330・FAX33-1315

令和元年8月豪雨による 被災現場と水道管復旧作業

土砂災害に伴う水道管の破損
(金立町大門地区)



令和元年8月28日撮影

水道管復旧作業



令和元年8月29日撮影

土砂災害により水道管が破損し、金立・久保泉地区の一部（750戸）が断水となりました。
佐賀市管工事協同組合の昼夜を徹しての復旧作業により、ほとんどの世帯が2日間で断水を解消しました。
この間、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

令和元年8月豪雨で被害を受けた方の水道料金及び下水道使用料について、特別措置として減免申請を受付けています。

1. 減免の対象となる方

令和元年8月豪雨の被災者で、水道及び下水道（市営浄化槽を除く）の使用者のうち、床上・床下浸水等の被害を受けた家屋、事業所の清掃等に水道を使用された方

※以下の場合には減免の対象となりません。

- 申請書を提出されていない方
- 今回の使用水量が通常の使用水量より少ない方
- 今回の使用水量が10㎡以下の方
- 1か月以内の短期使用の方

※申請されても減免前の使用量が基本水量（20㎡／2か月）以下の場合など料金が変わらないことがあります。

2. 減免水量

前年同期または前期の使用水量と比較して増加した水量を減免いたします。

※減免の対象となる期間は、大雨被害及び清掃等の期間を含む1期分（2か月分）です。

【偶数月に検針をしている地区】令和元年10月検針分

【奇数月に検針をしている地区】令和元年9月または11月検針分

3. 申請方法

次の書類をご提出ください。

- 水道料金及び下水道使用料減免申請書【令和元年8月豪雨特別減免】

※申請書の配布場所及び配布方法は以下のとおりです。

- 佐賀市上下水道局 2階 業務課
- 佐賀市上下水道局ホームページ
- 佐賀市役所 本庁47番上下水道窓口
- お電話での郵送請求
- 佐賀市役所 大和支所上下水道窓口

【添付書類】次のうちどちらか1つ

- ①家屋の浸水等被害が確認できる写真等
- ②り災証明書または被害証明書の写し（保管していない場合は、証明書の発行状況を佐賀市福祉総務課へ照会することに同意いただければ不要）

※上記の書類等を添付できない場合は、上下水道局までご相談ください。

4. 申請期間

令和元年12月末まで ※上下水道局での受付は、平日の8時30分から17時15分まで

5. 提出先

佐賀市上下水道局 2階 業務課 4番窓口

〒849-8558 佐賀市若宮3丁目6番60号 ※郵送による提出も可能です。

6. その他

川副町、東与賀町の方は佐賀東部水道企業団、久保田町の方は西佐賀水道企業団での取扱いとなりますので、それぞれの水道企業団にお問い合わせください。

7. 問い合わせ先

佐賀市上下水道局 業務課 0952-33-1313

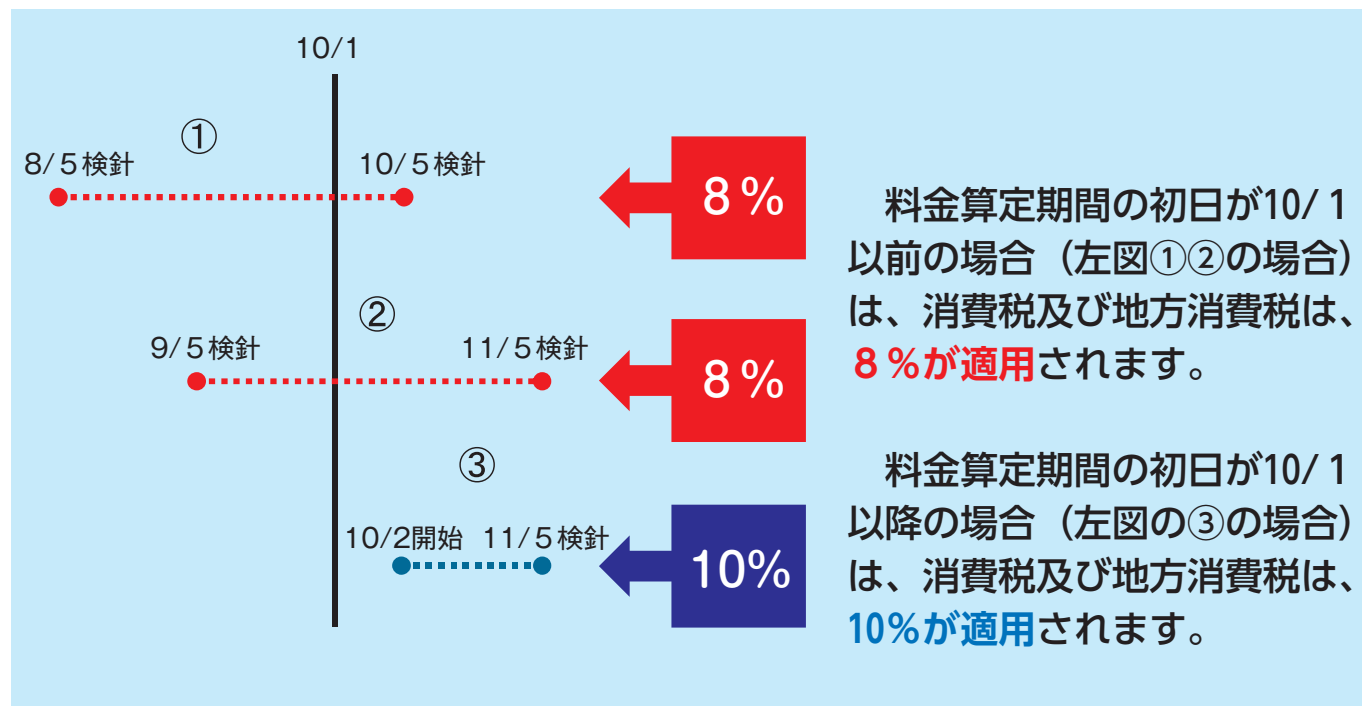
佐賀東部水道企業団 営業課 0952-30-6212

西佐賀水道企業団 料金課 0952-68-2225

消費税改正に伴い水道料金等が変更になります

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、水道料金等においても、改正後の税率が適用されます。

水道料金及び下水道使用料



※改正後の料金速算表（2か月料金） 円未満切り捨て

水道料金速算表

水 量	料金速算式
10㎡まで	2,530
20㎡まで	2,860
21㎡～ 60㎡	$209.0 \times \text{使用水量 (㎡)} - 1,320$
61㎡～ 120㎡	$214.5 \times \text{使用水量 (㎡)} - 1,650$
121㎡～ 160㎡	$264.0 \times \text{使用水量 (㎡)} - 7,590$
161㎡～6,000㎡	$297.0 \times \text{使用水量 (㎡)} - 12,870$
6,001㎡～	$220.0 \times \text{使用水量 (㎡)} + 449,130$

下水道使用料速算表

水 量	料金速算式
20㎡まで	2,420
21㎡～ 40㎡	$195.8 \times \text{使用水量 (㎡)} - 1,496$
41㎡～ 60㎡	$207.9 \times \text{使用水量 (㎡)} - 1,980$
61㎡～100㎡	$220.0 \times \text{使用水量 (㎡)} - 2,706$
101㎡～200㎡	$257.4 \times \text{使用水量 (㎡)} - 6,446$
201㎡～	$317.9 \times \text{使用水量 (㎡)} - 18,546$

問合せ

■ 業務課 管理一係 ☎33-1313

給水装置工事に係る料金（加入金）

令和元年10月1日以降に佐賀市上下水道局にて、給水装置工事の届出を受理されたものについては、改正後の税率（10%）が適用されます。

問合せ

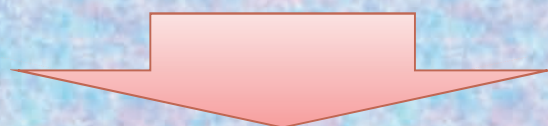
■ 業務課 給排水設備係 ☎33-1313

『佐賀市排水対策基本計画※』に基づき、
令和元年6月に「**厘外雨水ポンプ場**」が
完成しました！

※近年の頻発する浸水被害に対して、被害を最小限にする取り組みを強化するための基本計画



本庄江に毎秒 2 m^3 の排水が可能！



佐賀市街地西部区域の浸水被害が
軽減されます。

問合せ

■ 雨水事業対策室

☎ 40-7183

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。